門川町子ども・子育て支援制度　利用者負担額（保育料）　一覧表

○下記以外の世帯

令和9年4月1日現在

1号認定（満3歳以上）

門川町の基準

利用する児童の属する世帯の階層区分				保育料（円/月額）
階層区分		定義	多子軽減算定年齢区分	
国階層	町階層			
第1	A	生活保護法による被保護世帯	市町村民税所得割額が77,200円未満 年齢制限なし	0
第2	B-2	市町村民税非課税世帯		
	B-4	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）		
第3	C-2	市町村民税所得割額が48,600円未満		
	C-4	市町村民税所得割額が48,600円以上60,000円未満		
	C-6	市町村民税所得割額が60,000円以上77,200円未満		
第4	D-1	市町村民税所得割額が77,200円以上97,000円未満	市町村民税所得割額が77,200円以上小学校第3学年まで	
	D-2	市町村民税所得割額が97,000円以上111,000円未満		
	D-3	市町村民税所得割額が111,000円以上169,000円未満		
	D-4	市町村民税所得割額が169,000円以上211,300円未満		
第5	E	市町村民税所得割額が211,300円以上		

2・3号認定（2号認定：満3歳以上　3号認定：満3歳未満）

門川町の基準

利用する児童の属する世帯の階層区分				保育標準時間保育料（円/月額）		保育短時間保育料（円/月額）	
				3号認定	2号認定	3号認定	2号認定
階層区分		定義	多子軽減算定年齢区分	3歳未満児	3歳児以上	3歳未満児	3歳児以上
国階層	町階層						
第1	A	生活保護法による被保護世帯	市町村民税所得割額が57,700円未満 年齢制限なし	0	0	0	0
第2	B	市町村民税非課税世帯		0		0	
第3	C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）		11,000		10,700	
	C3	市町村民税所得割額が48,600円未満		17,000		16,700	
57,700円未満	D1	市町村民税所得割額が48,600円		21,000		20,600	
57,700円以上		以上60,000円未満	市町村民税所得割額が57,700円以上小学校就学前まで				
第4	D2	市町村民税所得割額が60,000円以上72,000円未満		24,000		23,500	
	D3	市町村民税所得割額が72,000円以上84,000円未満		27,000		26,500	
	D4	市町村民税所得割額が84,000円以上97,000円未満		30,000		29,400	
第5	D5	市町村民税所得割額が97,000円以上133,000円未満		37,000		36,300	
	D6	市町村民税所得割額が133,000円以上169,000円未満		42,000		41,200	
第6	D7	市町村民税所得割額が169,000円以上301,000円未満		46,000		45,200	
第7	D8	市町村民税所得割額が301,000円以上397,000円未満		48,000		47,100	
第8	D9	市町村民税所得割額が397,000円以上		50,000		49,100	

○ひとり親家庭の世帯や障がい者のいる世帯等

1号認定（満3歳以上）

門川町の基準

利用する児童の属する世帯の階層区分				保育料（円/月額）
階層区分		定義	多子軽減算定年齢区分	
国階層	町階層			
第1	A	生活保護法による被保護世帯	市町村民税所得割額が77,200円未満 年齢制限なし	0
第2	B-1	市町村民税非課税世帯		
	B-3	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）		
第3	C-1	市町村民税所得割額が48,600円未満		
	C-3	市町村民税所得割額が48,600円以上60,000円未満		
	C-5	市町村民税所得割額が60,000円以上77,200円未満		
第4	D-1	市町村民税所得割額が77,200円以上97,000円未満	市町村民税所得割額が77,200円以上小学校第3学年まで	
	D-2	市町村民税所得割額が97,000円以上111,000円未満		
	D-3	市町村民税所得割額が111,000円以上169,000円未満		
	D-4	市町村民税所得割額が169,000円以上211,300円未満		
第5	E	市町村民税所得割額が211,300円以上		

2・3号認定（2号認定：満3歳以上　3号認定：満3歳未満）

門川町の基準

利用する児童の属する世帯の階層区分				保育標準時間保育料（円/月額）		保育短時間保育料（円/月額）	
				3号認定	2号認定	3号認定	2号認定
階層区分		定義	多子軽減算定年齢区分	3歳未満児	3歳児以上	3歳未満児	3歳児以上
国階層	町階層						
第1	A	生活保護法による被保護世帯	市町村民税所得割額が77,200円未満 年齢制限なし	0	0	0	0
第2	B0	市町村民税非課税世帯		0		0	
第3	C0	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）		4,500		4,400	
	C2	市町村民税所得割額が48,600円未満		6,000		5,800	
第4	D0	市町村民税所得割額が48,600円以上77,200円未満		9,000		9,000	
	D3	市町村民税所得割額が77,200円以上84,000円未満	市町村民税所得割額が77,200円以上小学校就学前まで	27,000		26,500	
	D4	市町村民税所得割額が84,000円以上97,000円未満		30,000		29,400	
第5	D5	市町村民税所得割額が97,000円以上133,000円未満		37,000		36,300	
	D6	市町村民税所得割額が133,000円以上169,000円未満		42,000		41,200	
第6	D7	市町村民税所得割額が169,000円以上301,000円未満		46,000		45,200	
第7	D8	市町村民税所得割額が301,000円以上397,000円未満		48,000		47,100	
第8	D9	市町村民税所得割額が397,000円以上		50,000		49,100	

1) 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額(保育料)は4月～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市町村民税額により算出するため、毎年9月が保育料の切替時期です。
市町村民税額やきょうだい区分の変更に伴い、保育料が変更になる場合があります。

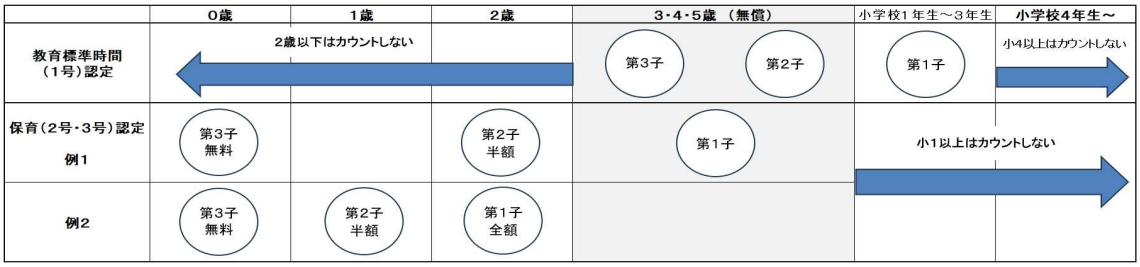
① 多子世帯の保育料軽減について
※1号認定で小学校3年生までの兄姉がある場合は、その児童も含めて第2子は半額、第3子は無料です。
2号及び3号認定で小学校就学前のこどもが2人以上同時就園の場合は、第2子は半額、第3子は無料です。
(※令和7年9月から第2子保育料(3歳未満児)の保護者負担額が1/4に軽減されています)

② 保育料の負担軽減について
※3号認定の0～2歳児のこどもの保育料については、保護者の負担軽減を図るため、本町独自に保育料(「門川町の基準」欄)を定め、国の基準よりも保育料を減額しています。

③ 国の無償化制度について
1号認定・2号認定の3歳児～5歳児のこどもの保育料については、国の無償化制度により無料です。

【令和9年度の利用者負担額(保育料)算定の切替時期】

令和9年度		令和10年度
4月分～8月分	9月分～3月分	4月分～8月分
令和8年度 の 市町村民税に基づく 保育料	令和9年度 の 市町村民税に基づく 保育料	



2) 算定方法等について

① 2号認定の3歳児～5歳児とは、4月1日時点で3, 4, 5歳を迎えているこどものことです。
3号認定のこどもが、年度途中に3歳の誕生日を迎え、2号認定に切り替わっても、その年度中は3歳児未満の保育料を適用します。(無償化の対象にはなりません)

② 保育料は、認定こどもの保護者全員(保護者以外に家計の主宰者がいる場合は、保護者及び主宰者)の所得額を基に算定します。(※主宰者とは、その世帯において収入が最も多い人のこと)

- ○ 算定にあたっては、市町村民税の住宅借入金等特別控除前(調整控除を除く)額を基準にします。
- ○ 祖父母と同居であり、祖父母が家計の主宰者と判断される場合、祖父母も算定対象とします。

③ 世帯構成の変更(婚姻、離婚等)に伴い、保育料が変更になる場合がありますので、世帯構成の変更については必ず利用されている施設又は門川町こども課へご連絡ください。

④ 施設に月途中から入所(入園)した場合は、在籍日数に応じて保育料を日割り計算します。
退所(退園)については、原則月末での対応ですが、引っ越し等の状況によっては日割り計算をします。

⑤ 保護者等の就労状況等が変更になった場合は、速やかに認定変更の届け出をしてください。(毎月15日締切)
認定区分が変更になった場合、その変更となった月の翌月から保育料が変更になります。
(例)1号認定⇔2号認定へ変更、標準時間⇔短時間認定への変更

3) 副食費について

○ 食材料費(主食費・副食費)は実費徴収となります。(公立保育所除く。)

⑴ 食材料費は、すべて直接、各施設へお支払いただきます。
副食費は施設によって金額が異なるため、各施設へお問い合わせください。

② 副食費については、以下に該当する場合、免除になります。

・1号認定:市町村民税所得割額が77,200円未満の世帯

・2号認定の3歳児～5歳児:一般世帯は市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯
ひとり親家庭世帯等は市町村民税所得割額が77,200円未満の世帯

なお、同一生計のきょうだいがいる場合、国の基準どおり
【1号】は小学校第4学年まで、こどもから数えて第3子目以降の場合は副食費は免除となります。

【2号】は小学校就学前までのこどもから数えて第3子目以降の場合は副食費は免除となります。

【令和9年度の副食費徴収または徴収免除の決定時期】

令和9年度		令和10年度
4月分～8月分	9月分～3月分	4月分～8月分
令和8年度 の 市町村民税に基づき 算定	令和9年度 の 市町村民税に基づき 算定	